

つくばみらい市告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、つくばみらい都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和8年1月15日

つくばみらい市長 小田川 浩



1 都市計画の種類
用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 第一種低層住居専用地域

ア 追加する部分

つくばみらい市大字小張 字東耕地、字大池台、字院内、字大池下、
字上海道の各一部

大字伊奈東 字伊奈東の一部

イ アに係る規制の内容

建蔽率40%以下、容積率80%以下

3 縦覧場所

つくばみらい市都市建設部都市計画課